

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 処分地管理課 運営管理係 TEL 671-2560 処分地管理課 適正管理係 TEL 364-1856
------	-----------	-----	--

設 計 書

- 1 委 託 名 金沢工場焼却灰資源化処理委託（その2）
- 2 履 行 場 所 資源循環局金沢工場ほか
- 3 履 行 期 間 期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
又 は 期 限 期限 契約締結日から令和5年3月31日まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分、場所)
- 7 委 託 概 要 本委託は、横浜市資源循環局金沢工場から排出される
焼却灰（主灰）を受託者施設まで輸送し、資源化処理す
る業務であり、焼却灰の有効利用を図るものである。

8 部分払

する (3回以内)
しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
焼却灰資源化处理	1月~3月	(415)	トン		()

- * 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。
- * 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	(¥)
<hr/>	
内訳	業務価格 (¥)

消費税等相当額	(¥)

特記仕様書

1 委託概要

本委託は、横浜市資源循環局金沢工場（以下、焼却工場）から排出される焼却灰（主灰）を、受託者施設まで輸送し、資源化处理する業務であり、焼却灰の有効利用を図るものである。

2 履行期限

履行期限は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

3 輸送及び処理予定量

焼却灰の処理予定量は、約415トンとする。

ただし、各月の処理量については別途協議を行うものとする。

4 関係法令

本委託業務の履行に際し、受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」、その他関係法令を遵守すること。

5 委託契約の解除

本委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第8号に基づき、受託者が同施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、本市において本委託契約を解除できるものとする。

また、本市と受託者施設の所在する自治体間において本委託を履行するうえで必要な協定等が整わない場合は、本市及び受託者の合意の上、本委託契約を無条件で解除できるものとする。

6 委託業務内容

- (1) 焼却工場から排出される焼却灰を、受託者施設まで輸送すること。なお、JV（共同企業体）による輸送も可能とする。
- (2) 使用する車両については、高さ3.4m以下の焼却灰の飛散や漏水・流出防止対策を施した車両（コンテナ型脱着ボディーシステム車両も可）を用意し、事前に構造等の図面を提出し、本市の承諾を得ること。
- (3) ディーゼル車を使用する場合は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に規定されている、ディーゼル車運行規制に適合する車両及び燃料を使用すること。
- (4) 輸送計画は、次の条件で作成し、本市の承諾を得ることとするが、焼却工場の稼働状況等により輸送計画の変更が生じた場合については、速やかに本市立会職員と協議することとする。
- (5) 焼却工場からの焼却灰の搬出は、原則として日曜日、設備点検日（連続する7日程度）及び年末年始（12月29日～1月4日）を除く日（祝日については日曜日以外は搬出可）とし、搬出量は原則平準化すること。
- (6) 積込み作業時間は、原則として午前8時30分から午前9時00分迄及び午後1時00

分から午後 1 時 30 分迄とし、本市立会職員と協議のうえ決定する。

- (7) 焼却工場での焼却灰の車両への積み込み作業は、灰クレーンによって本市が行う。
- (8) 焼却灰輸送重量の測定について、次のとおりとする。
 - ア 原則として焼却工場の計量器で本市職員の立会いのもと、空車重量と積載重量とで計量し、その差引き重量とする。
 - イ 計量器は幅 3 m×長 8 m、最大計量が 30 トンであるため、計量可能な車両を用意すること。
- (9) 焼却工場から排出された焼却灰を、受託者施設にてセメント原料化、熔融処理、焼成処理又は薬剤固化により資源化を図ること。
- (10) 本市から搬出した焼却灰について、全量を資源化处理し、埋立処分をしないこと。また、その履行確認等を本市が行えるようにすること。
- (11) 焼却灰を処理する受託者施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に掲げる一般廃棄物処理施設の技術上の基準及び一般廃棄物処理施設の維持管理上の基準に適合する施設であること。
- (12) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 項第 9 号に義務付けられている本市から受託者施設が所在する自治体への通知について、資料提供などの協力を行うものとする。

7 報告書等

(1) 委託業務実績報告書

受託者は、月ごとに委託業務実績報告書を作成し、速やかに提出すること。また、焼却工場搬出時及び受託者施設受入れ時の写真を月に 1 回以上撮影し、委託業務実績報告書に添付すること。

(2) 一般廃棄物管理票

本委託を履行するにあたっては、本市支給の一般廃棄物管理票を使用すること。

(3) 提出書類

資源循環局委託共通仕様書に定められているもののほか、次の書類を本市立会職員に提出すること。なお、上記仕様書の 1 総則(1)に記載の委託契約約款は、廃棄物処理委託契約約款を適用することとする。

提出書類	提出時期	部数	備考
輸送車両車検証（写し）	業務着手前	1 部	焼却灰輸送に使用する車両すべて
一般又は産業廃棄物処理施設設置許可証（写し）	業務着手前	1 部	
打合せ議事録	業務着手中	1 部	

8 焼却灰化学成分等（参考値）

(1) 焼却灰含有量

項目	焼却灰	
主成分 (% -dry)	S i O ₂	9.4
	A l ₂ O ₃	6.0
	F e ₂ O ₃	3.5
	C a O	22.3
	M g O	2.1
	N a ₂ O	4.9
	K ₂ O	3.8
	S O ₃	9.5
	T i O ₂	1.3
	Z n O	0.8
	P ₂ O ₅	1.7
	重金属等 (mg/kg-dry)	C d
P b		840
Z n		4,800
F e		9,600
C u		460
N i		110
M n		640
T - C r		550
T - H g		0.19
F		950
C l		8.5 %

(2) 放射能濃度

測定項目	放射能濃度 (Bq/kg)	定量下限値 (Bq/kg)	測定月
Cs-134	不検出	20	令和4年1月
Cs-137	38	20	令和4年1月

※過去の焼却灰の放射能濃度については本市ホームページを参照すること

参考URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/ongen/data/seisakuchosei/housha.html>

適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

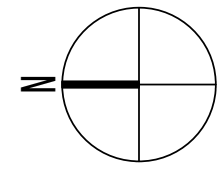
資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
☑	委託共通仕様書	令和2年4月
☑	資源循環局構内作業基準	令和3年3月
☐	本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領	令和4年11月
☐	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和3年9月
☐	横浜市測量業務共通仕様書	令和3年9月
☐	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和3年9月
☐	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年5月
☐	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年5月
☐	個人情報取扱特記事項	平成27年10月
	受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	
☐	前金払に関する特記事項	
	本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができる。	

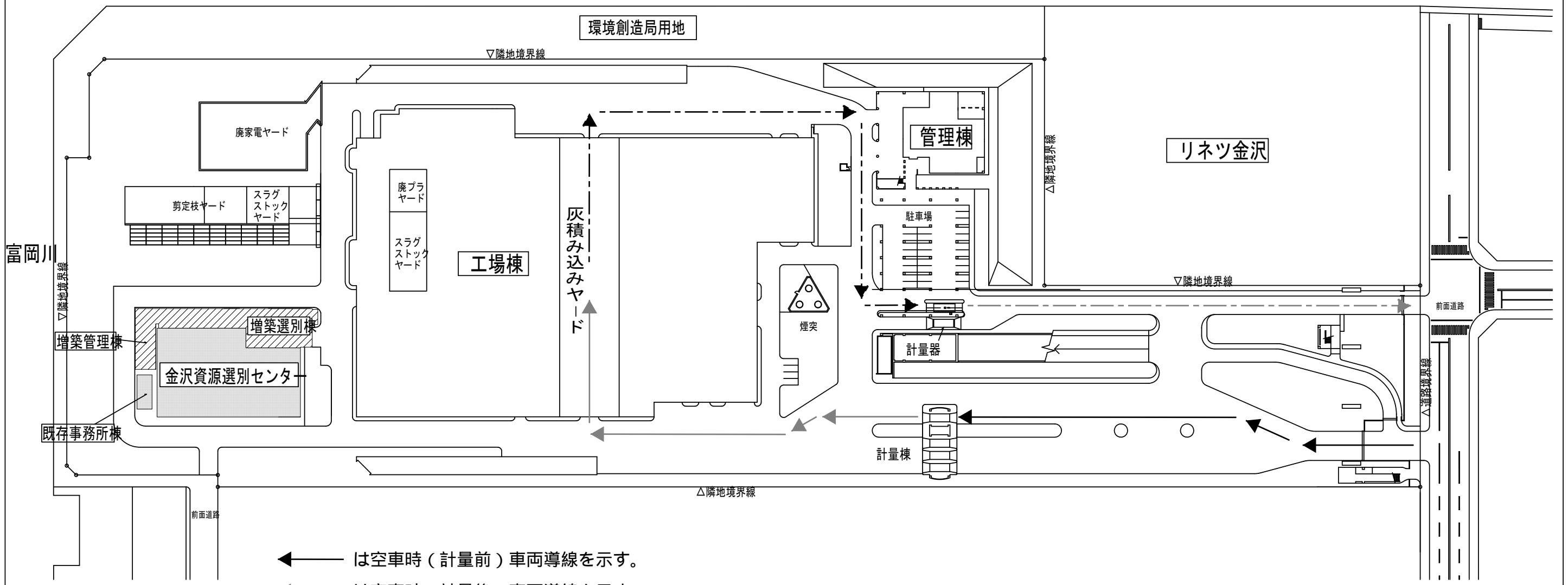
2 入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>

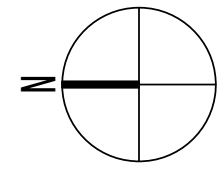


東京湾

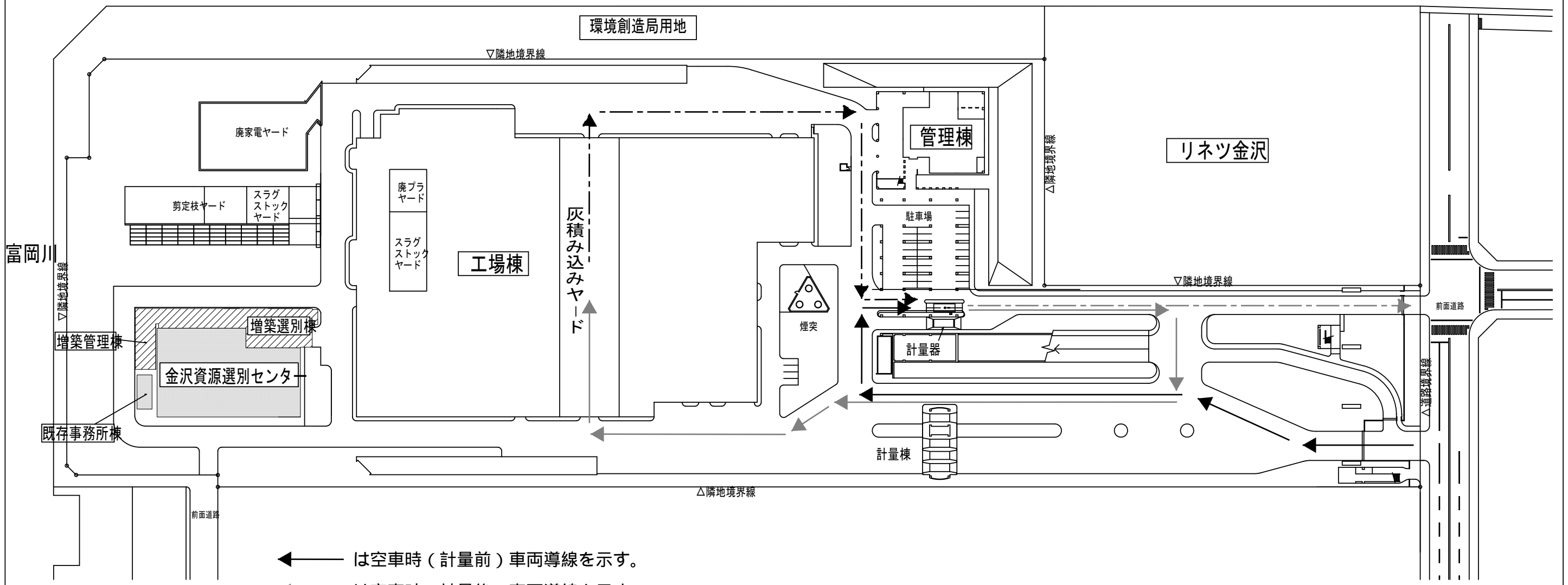


- ← は空車時（計量前）車両導線を示す。
 - ← は空車時（計量後）車両導線を示す。
 - ←- - は積載時（計量前）車両導線を示す。
 - ←- - は積載時（計量後）車両導線を示す。
- 長さが7.5m未満の計量器を使用する場合の車両導線を示す。

委託名	金沢工場焼却灰資源化処理委託（その2）	図番	1/2
図面名称	案内図・配置図・車両動線図	縮尺	No Scale
横浜市資源循環局適正処理計画部処分地管理課（令和4年度）			



東京湾



- ← は空車時（計量前）車両導線を示す。
- ← は空車時（計量後）車両導線を示す。
- ←- - は積載時（計量前）車両導線を示す。
- ←- - は積載時（計量後）車両導線を示す。

長さが7.5m以上8m以下の計量器を使用する場合の車両導線を示す。

委託名	金沢工場焼却灰資源化処理委託（その2）	図番	2/2
図面名称	案内図・配置図・車両動線図	縮尺	No Scale
横浜市資源循環局適正処理計画部処分地管理課（令和4年度）			